

むつ市議会第249回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和3年10月7日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）3番 杉浦弘樹 議員

（2）6番 佐賀英生 議員

（3）17番 岡崎健吾 議員

（4）14番 濱田栄子 議員

（5）4番 東健而 議員

（6）2番 工藤祥子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管理業者	村田	尚
代表委員 監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会	畑中	政勝
総務部長	吉田	真	総務部 市長室	千代谷	賀士子
企画政策 部長	松谷	勇	財務部長	吉田	和久
民生部長	杉澤	一徳	福祉部長	藤島	純
健康 づくり 推進部長	中村	智郎	子ども みどり s m i l e s e k o f f i c e にりこ り所	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
建設技術 部長	小笠原	洋一	川内庁舎 長	木下	尚一郎
大畑庁舎 長	伊藤	大治郎	脇野所 舎長	工藤	和彦

計者	野	藤	賀	範
理	伊	藤	泰	成
管	角	本		力
會	野	坂	武	史
	鷺	岳	彰	丸
	葛	西	信	弘
	岩	瀬	圭	吾
	工	藤	大	介
	柏	谷		諒

局長	工	藤	淳	一
部長	成	田		司
部長	中	村		久
部長	中	村	昭	男
部長	祐	川	達	也
部長	古	屋敷		均
部長	石	田	隆	司
部長	菊	池		亘

事務局職員出席者

局長	佐	藤	孝	悅
幹	櫻	田		誠
任	浜	端		快

局長	次			長
主任	主			查
		中	野	敬
		井	田	周
				三
				作

◎杉浦弘樹議員

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。
- 議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

- 議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。
- 質問の順序は、抽せんにより杉浦弘樹議員、佐賀英生議員、岡崎健吾議員、濱田栄子議員、東健而議員、工藤祥子議員、佐藤武議員、野中貴健議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員、住吉年広議員、鎌田ちよ子議員の順となっております。
- 今日は、杉浦弘樹議員、佐賀英生議員、岡崎健吾議員、濱田栄子議員、東健而議員、工藤祥子議員の一般質問を行います。
- なお、今定例会における一般質問については、さきのむつ市議会第248回定例会同様、「国内における重大な感染症の拡大状況下におけるむつ市議会の運営方針」に基づき、質問時間は1人30分以内として時間制限が設定されておりますので、ご留意願います。

- 議長（大瀧次男） まず、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。3番杉浦弘樹議員。

（3番 杉浦弘樹議員登壇）

- 3番（杉浦弘樹） おはようございます。3番杉浦弘樹です。むつ市議会第249回定例会最初の一般質問を行います。

今回は、1項目3点についてお聞きします。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

ホタテガイ養殖について質問いたします。最近まで全国的な新型コロナウイルス感染者の急増により、各地で緊急事態宣言が発令され、日本経済は深刻な打撃を受けている状況が長く続き、多くの産業が非常に厳しい経営状態に陥っております。

そのような中、漁業におけるホタテガイの需要は、コロナ禍においても減るどころか、むしろ伸びている傾向にあります。理由としては、比較的安価で鮮魚よりも扱いやすいといった利点から、巣ごもり需要でホタテガイの消費が拡大し、国内の需要が高まっている傾向にあります。

国内におけるホタテガイ生産方式は、主に地まき式と垂下式に分かれ、青森県もこの2つの生産方式を行っております。陸奥湾のホタテガイ生産は、主に垂下式を行っております。

近年全国のホタテガイ漁獲量は、北海道が1位となっており、シェア99%以上で独占状態となっており、2位の青森県はシェア1%に満たないほどであります。しかし、養殖による生産量では、青森県は全国1位のシェアを誇り、北海道は2位となっているデータもあります。県内のホタテガイ養殖の主な生産地は陸奥湾であることから、全国的に見ても、非常に重要な生産地であることが理解できると思います。

しかし、ここ数年は地球温暖化による夏の記録的な猛暑で海水の高温状態が続き、陸奥湾ではホタテガイのへい死が相次いでいます。青森県産業技術センター水産総合研究所のデータによると、1年貝から2年貝と言われる新貝から成貝に関しては、水温20度で成長が停止し、稚貝は25度で成長が停止するといったデータが公表されております。また、今後も海水の高温状態が進むと陸奥湾のホタテガイ養殖が困難な状況になる可能性もあるといった調査結果もあり、陸奥湾の漁業形態が大きく変わる可能性もあります。

ホタテガイの生産は、漁業経営を安定させる上でも非常に効果的な漁業形態の一つであり、近年は養殖により一定程度に育った陸奥湾産の稚貝を大量購入し、地まき方式でホタテガイ生産に着手するといった漁協も多くあります。

そのような中、垂下式によるホタテガイ生産は、陸奥湾など比較的海流が穏やかで水温もさほど高くないなど、条件が限られた地域でしか行うことができない生産方式であり、地まき式と比較し、年間を通して収益が見込める観点から、陸奥湾の漁業者の多くがこの生産をしており、むつ市の特産品として地域経済を支えています。

ホタテガイ生産は、漁業経営のみならず、加工業など様々な業種に関連する大変重要な産業でもあります。今後ホタテガイ養殖を維持、発展させ、地域経済を支えていくためにも、行政の高い取組が重要になると考えられます。

そこで、1点目の質問は、近年のホタテガイ漁獲実績とホタテ漁業経営の現状について、市の見解をお聞きします。

2点目は、ホタテガイの調査・研究や残渣問題における市の取組と見解についてお聞きします。

3点目は、今後のホタテガイ養殖の見通しについてお聞きします。

以上、1項目3点を壇上からの質問といたしま

す。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。杉浦議員のご質問にお答えいたします。

私からは、ホタテガイの調査・研究や残渣問題における市の取組と見解についてお答えいたします。

ホタテガイの調査・研究に関する市の取組といたしましては、年に2回、春と秋に青森県、漁業協同組合、むつ市が連携をして、養殖ホタテガイ実態調査を実施しているほか、調査結果の報告会議に出席し、陸奥湾全体のホタテガイ生育状況や適正な養殖管理等の情報収集をし、漁業協同組合及び漁業者の皆様と情報共有を図っております。

次に、ホタテガイの養殖かごに付着する貝類や甲殻類等のホタテガイ養殖残渣の処理についてであります。平成30年度に川内町漁業協同組合が養殖残渣の堆肥化事業を開始し、現在も取組を進めております。また、脇野沢地区につきましては、養殖残渣の発生量が少ないことから、コストの低い焼却処理を進めており、今年度は脇野沢村漁業協同組合において養殖残渣の除塩乾燥ヤードを整備しているところであります。

市といたしましては、引き続き養殖残渣の適正で効率的な処理について関係機関と連携し、研究してまいりたいと考えております。

ホタテガイ養殖についてのその他のご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ホタテガイ養殖についてのご質問の1点目、近年のホタテガイ漁獲実績とホタテ漁業経営の現状についてであります。青森県海面漁業に関する調査結果によりますと、平成30年から令和2年までの市内における養殖ホタ

テガイの漁獲数量及び漁獲金額は、平成30年は6,713トンで12億6,049万円、令和元年は5,846トンで9億5,667万円、令和2年は5,585トンで6億9,844万円となっております。

また、ホタテガイの漁業経営についてであります。平成30年は平成28年の台風の影響で他産地のホタテガイが大量にへい死したことにより、陸奥湾産ホタテガイの単価の高騰が続いたため漁獲金額が高くなっております。

令和元年は、平成30年よりも漁獲金額が3億円余り減少しておりますが、他産地のホタテガイが回復してきたことにより単価の高騰が落ち着き、平年並みの水準に戻ったことが理由となっております。

令和2年は、令和元年よりも漁獲金額が2億6,000万円減少しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により魚価が下落したほか、水温変動や付着物等の影響により、へい死や異常貝が多く発生したため、漁獲数量と漁獲金額が減少したものであります。

次に、ご質問の3点目、今後のホタテガイ養殖の見通しについてであります。養殖技術の開発は昭和40年代から始まり、現在では試験研究機関や漁業者の皆様の努力、そして研究によりまして、養殖技術が確立されております。また、陸奥湾海況自動観測システムなどのICT技術の導入により、水温や塩分濃度などの海況情報がリアルタイムで入手できるなど、漁業者の皆様にとって陸奥湾でのホタテガイ養殖は安定生産が可能な環境が確保されているとともに、持続可能な漁業となっております。

市といたしましては、今後も関係機関と連携して、ホタテガイ養殖の安定生産を支援するとともに、漁業者の皆様が加入する漁業共済掛金への助成をはじめ、ふるさと納税の返礼品や下北圏域販路拡大事業等により魚価の維持向上と収入安定化

の支援に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ご答弁ありがとうございました。それでは、早速再質問のほうをさせていただきます。

1点目の質問でありますけれども、ホタテガイの漁獲実績とホタテ漁業経営の部分について、市の見解をお聞きしました。平成30年から徐々にトン数と金額のほうが減っているということで、一応こちらのほうはコロナの影響、あとはホタテガイのへい死の部分で若干落ちてはいるものの、依然としてほかの漁獲の鮮魚等と比べれば、やはりある程度安定しているのかなと思っております。

そこで、2点目のホタテガイの調査・研究、そして残渣問題における市の取組と見解について、質問をさせていただきますけれども、まず市のほうでは青森県、漁協と一体となって実態調査、会議に出席して情報収集をしているというふうなことで調査・研究をしているという答弁がありました。こちらは、県と一体となってやることも必要だと思うのですが、何らかの形で環境の部分とか、あとは陸奥湾の、特にむつ市の3漁協が海域となっている海の調査を市のほうでもやはりいろいろ調べた中で市の見解も持っていくべきではないかと思っております。その辺についてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

むつ市に特化した部分の研究というようなお話かと思っておりますが、陸奥湾というのは一つの海域ということでありますし、先ほどの答弁でも申し上げたように、陸奥湾全体で青森県と漁業協同組合、そして各自治体と連携して総合的に海況の分析等をしておりますので、独自というよりは、このまま維持して、全体の部分で観測していくことが適

切なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 実は、この実態調査なのですが、やはり地域で若干、例えばへい死の部分とかでばらつきがあったりするのです。湾内でも平内町のほうでホタテガイのへい死が相次いでいる。だけれども、実は川内や脇野沢ではへい死がそれほど進んでいないといったデータも、その年によってばらつきがよくあることなのです。それは、海の中、なかなかふだんから見られないものですから、海の中がどういうふうな構造になっているのか、そういう部分を市でも調べながら、この地域の管轄する海はどういう形になっているのかという独自の見解というふうなのを持っておけば、湾内でへい死が起きた場合、この地域において特に対策として進める部分で迅速に進めていけると考えております。だからこそ、市のほうである程度実態調査のほかに、海の中の研究も含めてやはりやっていかなければならないのかなと思います。

ただ、ここの部分に関しては、予算とかも絡んでくると思います。この調査・研究の部分に関しては、大きな予算が必要になってくるものだと思っております。なかなか市の財政上、そういった形でできないのも重々分かってはいるのですけれども、いろいろやり方もあると私自身思っております。例えば今大学の教授のほうに研究費を支給して、ジオパークの研究をしているというふうな形でやっているかと思うのですけれども、こちらの金額、さほど大きくない金額かと思っております。こういうふうな形で、陸奥湾の海の中を調べている、そういった研究をしている大学の教授がいれば、そういうふうな方に研究費を支給して、むつ市のむつ市漁協、川内町漁協、脇野沢村漁協が管轄する海域の部分のホタテが生育していく、そういっ

た調査をしていくといった形でもまた調査・研究のほうをしていけると思います。あとは、J A M S T E Cのほうにお願いして調査・研究とか、そういったのもできるかと思えます。

市のほうでは、そういうふうな形で今提案した調査・研究、行っていく考えはないか、お聞きしたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず、調査・研究につきましては、これまでも50年以上にわたりまして、県の水産研究機関とか漁業協同組合、そして市が取り組んできたわけがあります。ホタテの養殖に関するかなりの部分、もう既に調査項目として実施しているということで、安定的に生産できるような環境を提供しているということでありまして、また独自に市の海域というようなことにつきましては、漁業協同組合からそのような要望があれば検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 了解しました。

それでは、残渣問題の部分でちょっと再質問したいと思うのですが、やはりこの残渣問題、今現状、むつ市漁協、川内町漁協、脇野沢村漁協でそれぞれ残渣問題における取組の仕方、いろいろ違うような形になっております。

残渣といってもいろいろあるのですけれども、例えばネットの部分なのですが、このネットを洗う作業において、残渣が出てくるのです。今現状、実はこのネット洗いの部分に関しまして、むつ市漁協とかは真水で洗うのですけれども、川内、脇野沢、特に脇野沢とかは海水でこれを洗っているのです。そうすると、この残渣問題、現状ネットを洗う部分で、まず塩分が抜けて残渣が残るのと、塩分が抜けずに残渣が残る、そういった形のや

り方になっておりまして、統一的ルールのほうが現状ではなされていないような状況です。

そして、このネット洗いの部分で、川内とかは集合場所をつくって、ネット洗いの機械を全部そこに集めて、そこで漁業者さんのほうでネット洗いをしてもらって、一括で残渣を集めていくというふうな効率的な方法を取っております。むつ市漁協のほうはどうか、ちょっと私も分からないのですけれども、脇野沢に関しては各地の漁業者さんのほうでネット洗いをしております。なので、残渣の部分に関しては、一括で集められるのではなく、まずネット洗った個人の漁師さんのほうで残渣を集めて、それで漁協のほうに持ってきてというふうな形になっています。この残渣問題、持続的な環境を行っていくためにも、やはり非常に重要だと考えております。

私、実は去年、この残渣問題において、自治体のほうでどういうふうな取組をしているのかなと思ひまして、独自に調査をさせていただいたのですけれども、その際、蓬田村のほうで見学させていただいたときに、堆肥施設を村と漁協で一体的に取り組んで、国の補助金等を使い建設したと。それで、この残渣問題をある程度行政のほうで解決しながら取り組んでいるといったものが展開されているのですけれども。

この残渣問題においては、取組の部分で、市では川内、脇野沢のほうに助成というふうな形のことをしているのですけれども、やはり今後の漁協の在り方の部分で調査・研究をして、統一的ルール、統一的見解をつくって、各漁協さんのほうに取り組んでもらうというふうなことが必要なのではないのかなと思ひているのですけれども、そちらのほうの考えをお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず、養殖かごの洗浄という部分でありますけ

れども、こちらについてはむつ市漁協におきましては、養殖かごの洗浄施設を漁協のほうで整備しております。むつ地区においては湧水というものが出やすいというような環境にありまして、3か所に養殖施設、洗浄かごを洗う施設があるのですが、どこにつきましても湧水が出たということで、真水で洗浄ができるというようになっております。脇野沢地区と川内地区につきましては、なかなか掘っても湧水が出づらいというようなことでありまして、真水での洗浄をちょっと断念しているというようなことだと考えております。

それから、養殖かごの洗浄施設を整備というふうなお話がありましたけれども、こちら共同利用施設ということになりますので、各漁協さんで整備を行っております、むつ市漁協におかれましてもありますし、川内町漁協におかれましても整備がなされているという状況でございます。

そして、この残渣の発生量ということで、まずむつ市漁協と脇野沢村漁協におかれましては、発生量が比較的少ないということになります。そして、川内町漁協は発生量がかかなり多いというような特徴を持っております。それで、川内町漁協の部分でありますけれども、こちらにつきましては、堆肥化を今行っているわけでありまして、これにつきましては川内町の時代に堆肥センターというふうな形で堆肥をつくる施設がありました。たまたまこれを利用していないというような現状もありましたものですから、ではここを利用して堆肥化をすればよいのかなということで、そのように進めております。

それから、むつ市漁協におきましては、真水で洗って除塩が簡単だと。除塩をすれば焼却処理ができるというようなこともありまして、むつ市漁協におかれましては、焼却処理をやっているということになります。

そして、脇野沢村漁協でありますけれども、こ

こちらについては真水で洗うのがなかなか難しいということでありましたけれども、今年度除塩乾燥ヤードという整備事業をやっております。その中で、川からの真水等をためて、それをもって除塩をして乾燥させて焼却処理するというようなことで今進めているということですので、各地区違いはありますけれども、適正な処理を今行っているということをご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 杉浦議員に申し上げます。

間もなく申合せ時間となりますので、よろしくお願ひいたします。3番。

○3番（杉浦弘樹） それでは、最後に3番の再質問のほうをしたいと思います。

今後のホタテガイ養殖の見通しについてということで、実はこのホタテガイ養殖もそうなのですが、漁業全般において労働力不足のほうが今後、今後といたしますか、今もう既に発生しております。私の高校の先輩、川内の先輩なのですが、実はこの方から、昨日話をしている中で、労働力不足解消で、北海道の鹿部町のほうで職員の副業を条件付で解禁するといった、そういったことがなされているというふうなことで、ぜひこれをむつ市のほうでもやっていただけないかというふうなことで、一般質問してほしいということを依頼されました。

実は、月曜日、私もたまたまテレビを見ておりましたら、弘前市のほうで職員がアルバイトというふうな形でリングの作業をしていると。弘前市のほうでも、それは解禁されたということで、これは市町村長の許可があれば可能というふうになっております。

市長にはこういった部分、解禁していただいて、市の職員が地域の産業の構造がどうなっているかというふうなことで、理解してもらい、それが後

ほど仕事のほうにも結びついていくのかなと思っておりますので、こちらのほう、今後市のほうでは検討をいただいて、また市長もユーチューブチャンネル等でいろいろ発信しています。市長もそういった部分で参加して、実際にホタテ養殖の作業をユーチューブで流してもらって、最後アルバイト代の現金をもらうまでの部分を発信していけば、またこの地域の産業の部分が皆様方に理解してもらえるのかなと思っておりますので、ぜひそういった形でやっていただければなと思っております。

以上になります。一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。6番佐賀英生議員。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） おはようございます。6番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第249回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日も前回同様30分と短縮されておりますので、テンポよくいきたいと考えておりますので、理事者各位のご協力と前向きな答弁、よろしくお願いいたします。

一昨日、ノーベル物理学賞が発表され、日本人の真鍋淑郎アメリカプリンストン大学上席研究員

が受賞されたと報道されました。真鍋博士は、1960年代から現代の地球温暖化を含む気候変動の研究を本格的に行ってきたおり、気候変動が世界と人類の危機になっているのを考えると、何が我々の問題であるか理解するために自分が貢献できたかもしれないとコメントされました。真鍋博士が温暖化問題をコンピューターで分かりやすく発表すると、アメリカをはじめ大量排出国は無視を決め込んだり、隠蔽を図り改善を試みなかったとのことです。ここ数年は、二酸化炭素の排出など、世界各国が地球温暖化に取り組むようになってきておりますが、当時としては画期的な研究だったと識者はコメントしております。

温暖化は、気候変動のみならず生態系にも影響し、昨今の農林漁業に対する影響も顕著で、農林水産業に関しては、現在の気候に合った形態、生産を目指していかなくてはいけないと思っております。

かく言う私も26年前、水産業に携わったとき、魚の漁獲時期がずれていることを知り、海水温の上昇に伴い、当時現在のままの漁業は限界が来ると思い、つくり育てる漁業を提唱しましたが、全く受け付けてもらえず、討ち死にしたことを覚えております。

昨今の気象については、海水温の上昇によるものと発表されており、台風、低気圧など、日本各地に甚大なる被害をもたらしております。大きな地震も来ると言われておりますので、日々の備えをしておかなくてはいけないと思う今日この頃であります。

それでは、通告に従いまして、2項目6点についてお伺いたします。

1項目めの大畑地区の豪雨災害についてですが、8月9日から10日にかけて台風9号から温帯低気圧に変わった暴風雨が下北、上北地区を襲い大雨となりました。大畑地区では、全国的ニュー

スとなった国道279号に架かる小赤川橋が崩落、風間浦村では国道279号で8か所、村道1か所で土砂崩れや道路冠水が起り、通行止めとなっております。大畑地区では97人が、風間浦村では721人もの人々が孤立状態となり、苦勞を強いられました。

大畑地区では、このような災害は初めてだとか、65年ぶりだとか、数十年ぶりだとか、いろんな表現でこのたびの災害についてのお話がありました。青森県設置の雨量計によりますと、10日午後2時までの24時間降水量は、大畑中流356ミリ、風間浦村下風呂368ミリを記録し、下北地域のアメダス観測各地点の8月の総雨量を超える雨となったそうです。

大畑庁舎の職員は、災害対策のため9日から大畑庁舎に待機し、状況を見守りながら、大事に至らないように願いながら待機していたと聞いております。期待むなく、数十年に1度の豪雨災害となってしまう、その後のことは皆様ご承知のとおり、甚大なる被害となってしまいました。

市の対応については、迅速に行われ、私の知る限りでは、一人の人的被害も出すことなく、避難体制の構築や避難所の設置が行われておりましたが、一部どうなっているのかと疑問に思われる連絡体制の自治体が見られたように私は感じられました。

大畑地区は、地形上高低差があり、中心部はいささか低いように感じられます。過去にも冠水は時々の大雨のときに見られ、その場所も数か所、特定の場所に限られているように感じます。もちろん降水量にもよりますが、少し長雨が続くと、被害の程度は違い、当該地区の人たちは大変な思いをしております。長雨のたびに冠水被害の心配をしなくてはならないのは苦痛であり、地球温暖化の影響も考慮し、何らかの手だてを打っていかなくてはならないときに来ているのではないかと

考えます。

日本全国を参考にすれば、似たような状況、地形の場所があらうかと思われます。そのような場所を参考にして対応を調査、研究するなり、町内の側溝清掃を強化するなり、何らかの措置を講じて被害を防ぐ手だて、もしくは最小限に抑える手だてを打つべきと考えます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、災害が予想される場合の準備体制と災害時における連絡体制について。

2点目として、今回の災害において見られた問題点と対策について。

3点目として、災害前から懸念されていた問題点はあったのか。

以上、3点について市長にお伺いをいたします。

2項目めの公共施設についてですが、この質問は総務教育常任委員会の所管事務調査とも重複しておりますので、簡単に質問させていただくとともに、大畑地区の教育施設を中心とした構造物に軸足を置いた質問とさせていただきます。

公共施設とは、読んで字のごとく、公共財として国、地方公共団体などから提供される施設のことです。市役所、学校などの箱物、道路や上下水道のインフラ、ごみ処理や下水道処理場などのプラントなど、大きく分けて3つに区分されています。

公共施設は、市町村合併や人口減少、コンパクトシティの推進などにより減少してきております。また、施設そのものも複合化されたり、コンパクト化されたり、機能的な施設となってきたのではないのでしょうか。

ここ数年は、防災機能を備えた施設が顕著で、安全安心を打ち出しているように見られます。壊してそこに建てる場合は、まだよいのですが、移転や閉鎖などによると、その施設が残ってしまい、各自治体はその再利用や取壊しに頭を悩ませていることと思います。

いろいろな形で再利用を試みても、目的外使用とか、本来の使用に適していないなどの理由で再利用できない施設もあるとのことだす。

私は、使用しなくなった、または本来の役目を終えた公共施設の柔軟な利用を法改正するなり、各条例改正するなりして、有効な利用ができないかと思っております。企業に貸すなり、町内に貸すなり、個人、団体に貸すなりして、有効かつ柔軟な利用ができないかとも思っております。現状は壊すにしても、財政が厳しい中、簡単ではないと思われるので、知恵を絞りながら、何らかの措置を講じていくべきと考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、本来の役目を終えた公共施設の数と現状について。

2点目として、今後の活用について。

3点目として、取壊しの予定があれば、そのタイムスケジュールについて。

以上、3点について、市長、教育長にお伺いをいたします。

以上で壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

大畑地区の豪雨災害についてのご質問の1点目、災害が予想される場合の準備体制と災害時における連絡体制についてお答えいたします。

災害が予想される気象情報が発表されますと、まず防災担当職員が警戒態勢に入ります。次いで気象警報の発表等により、災害発生の危険度が高まる状況になりますと、休日、深夜問わず、防災担当職員は直ちに登庁し、青森地方気象台とのホットラインで気象情報を確認するとともに、関係機関からの情報収集等を行います。

また、各所属においては、年度当初に作成する

緊急連絡網や災害時の所掌事務及び初動対応等を示す災害時対応マニュアルに基づき、災害対策要員が必要に応じて登庁し、次いで事態の悪化や災害発生等があった場合は災害対策本部を設置し、避難指示を発令する等、全庁挙げて対処することとしております。

次に、災害時における青森県との連絡体制ですが、災害発生時は、県も市と同様に災害対策本部等を設置しているため、常に被害情報や避難所開設状況等について情報共有を図っております。

また、今回行った自衛隊の派遣要請等を県の災害対策本部に依頼し、各種手続等のご協力をいただいております。

次に、大畑地区の豪雨災害についてのご質問の2点目及び3点目並びに公共施設についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 大畑地区の豪雨災害についてのご質問の2点目、今回の災害において見られた問題点と対策について、ご質問の3点目、災害前から懸念されていた問題点はあったのかにつきまして、関連がありますので、一括してお答えいたします。

近年大畑地区で住宅地に大きな被害が生じるような兆候は見受けられておりませんので、特に懸念する問題点はなかったものと考えております。

今回の災害は、24時間降雨量が350ミリを超える特異的な豪雨による大畑川の急激な水位上昇により市街地からの排水が滞ったことから、広範囲の浸水被害が発生したものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 公共施設についてのご質問の1点目、本来の役目を終えた公共施設の数と現状についてお答えいたします。

令和3年3月末現在で、合計で82施設となっており、その内訳は学校が16、教員住宅が19、産業系施設が12、行政系施設が8、スポーツ・レクリエーション施設が7、子育て支援施設が4、公営住宅が3、その他の施設が13となっております。

施設の現状は、使用しておりませんので、破損等によって周辺に危険が及ばないように、定期的に巡回の上、管理に努めているところであります。

次に、ご質問の2点目、今後の活用についてお答えいたします。いずれも取り壊すことを予定または取壊しを検討することとしておりますが、一方で個人や事業者などによる活用が見込まれる施設もありますことから、むつ市有財産利活用民間提案制度において、対象となる財産の買受けや借受けを募集し、民間による利活用を図ることとしております。

本制度は、むつ市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を市の貴重な経営資源として捉え、利活用の推進などを図る取組の一つであります。市民の方や民間事業者の皆様から自由で創意工夫に富んだ提案を募集するものであります。

この取組は、令和元年度からの開始と始まったばかりであります。令和2年度までで2件の応募があり、そのうち1件を採用し、旧角違小中学校の売却につながっておりますことから、今後もこの制度を生かし、施設の利活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、取壊しの予定があれば、そのタイムスケジュールについてにお答えいたします。施設の取壊しにつきましては、基本的にはその費用に係る補助制度がなく、財政負担が大きいため、公共施設全体の具体的計画をお示しすることは難しいのですが、市営住宅につきましては、（仮称）田名部まちなか団地が完成し、既存の住宅からの移転が完了した後に老朽化した施設を順次取り壊す計画となっております。

その他の施設につきましては、状況を調査した上で優先順位をつけて、財政状況を踏まえながら対応することとしております。

なお、公共施設等総合管理計画を策定しました平成27年度以降では、旧市民体育館、旧大畑庁舎、旧大畑消防署、旧戸沢小学校、旧関根中学校など、計25施設を取り壊しており、今後も将来に負担を残さないよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 答弁をいただきました。順序よく進めたいと思うのですが、まず1回目の災害の体制についてなのですけれども、私も逐一見れていたわけではなくて、残念なことに13日に義父が亡くなりまして、そちらのほうにずっと行ってたものですから、二、三日しか見れなかったわけですが、市長、どうでしょう、ちょっと対応を1日、2日しか見られなかったのですけれども、県の対応が余り見えなかったように感じます。それが本当なのかどうなのか、そこら辺のところがいささか疑問に思ったところですが、何か不備があったのか、それとも何らかの支障があったのか、もし知っていたらお教え願いたいのですけれども。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、県の対応が見えなかったということについては、まさにそのとおりだと思っております。災害が発生すると、我々は対策本部を開設します。その時点で複数の機関がここに集まってくれることになるのです。例えば発災当日、8月10日ですけれども、いち早く海上自衛隊、それから陸上自衛隊、そして国土交通省からは気象庁の皆さんが集まってきました。ここでまた本部機能が拡大したのですが、それに加えて民間からは東北電力青森支店、それからむつ営業所の皆さんに

来ていただいております。8月10日で4機関が集結をしています。その次の日には、下北地方森林組合、それから下北森林管理署の皆さんに来ていただいております。この時点で6機関集まっていたいて、8月12日には国土交通省が入ってくれました。その間、NTT東日本一東北の方々が出たり入ったりしてくれていて、インフラの復旧に当たって全面的に、これらの機関は我々の参集要請なく、自然にというか、集まっていたいたそのメンバーです。

一方で青森県においては、当初から来てほしいという要望をしていたのですが、結局来たのが、これらの機関が全て来終わった8月13日ということになりまして、3日後にようやく我々の要請に応じて来たということであります。

具体的な支障があったかといえば、かなりありまして、そもそも私たち対策本部は、県の対策本部がその間何をどう決めて、何をしているのかというのを全く知らされていない、そういう状況がありました。一方で、こちらの情報ということについては、これは逐一この現場で何が起きているのかということについては、お伝えをしていたというような状況であります。

具体的な支障といえば、やはり自衛隊の災害派遣要請、これは当初からしていたのですが、丸2日間、県から自衛隊に行っていないかったということの事実が後ほど分かりまして、これは大変な問題であるというふうに私は感じましたので、知事が視察に訪れた際に同行していた危機管理局長にその旨を直接お伝えをし、むつ市だから、むつ市の対応力があつたから何事もなく済んでいます。町村とかその他の自治体でこうまくいくとは限らないので、しっかり検証し、今後このようなことがないようにというふうに強く伝えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。13日から私もいなかったものですから、その来たのがちょっと分からなかったのですけれども。

私が勝手に思うには、下北地域県民局もあるわけですよ、すぐそばに。例えば知事がでなくても、下からボトムアップして提言できることも、担当の職員の方々にあるのではないかと、普通そのように考えるわけですが、この2日間のタイムロスというのは非常に大きいものではないかと考えます。なぜ空白が生まれたのかというのは、もし分かったらあれですし、分からなかったら結構ですけれども、どのようなところでしょう。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 県の内部事情ですので、私自身が断定することはできませんが、私たちがふだんというか、この災害のときも感じているのは、やはり縦割りでしか物事が動かない、決められないというようなことになっているというふうに思います。

今回に関して言えば、県の縦割りが本当に人命に関わるぐらい非常にまずい状況になっていたということだと思いますので、こういう災害は、基本的には初動というのが全てなのです。初動でどういう体制を構築して、何ができるかということが最も重要なのでありまして、そういう意味でその初動体制には、大いに現場から見て課題があったのであろうというふうに私自身は感じております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。私も2日間ですけれども、見させていただいて、大畑庁舎のほうとか避難所に行かせていただきましたが、一生懸命職員の皆さんが誠心誠意行っていた。その中で市長からも電話をいただいて、いろいろ要望もさせていただいたわけですが、やはり

そういうときの初動、これが大事なもので、一生懸命やっていたと。それは、本当に評価に値するものですし、この動きが大変よかったです。私は大畑しか見ていませんので、大畑が一番ひどかったのですけれども、職員の方々のご労苦に感謝と敬意を表したいと思っております。

あと、その途中途中なのですけれども、冠水の部分なのですが、朝早くで、なかなか連絡もということで、道路が大変だったと。一部地域でどうしても車が抑え切れなくて、水のかさ高が上がって、車が通って、4か所でシャッター6枚が割れたと。あれは、水の圧で割れたのかなと思ったら、当事者に聞きましたら、車が通るたびに波が立つと。それで毎度毎度そういうのが来ると、シャッターが壊れてしまうと。その部分で何とか、交通を止めるというのは、言葉が一番簡単なのですが、そういう対応が簡単にできないものかなと。そこら辺の警察と役所のほうの連帯、連携というのはどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

まず、道路管理者、むつ市も道路管理者ですので、市の立場としてお答えしたいと思います。道路における通行の禁止や制限などの交通規制は、利用者の交通安全の確保または緊急車両の通行の確保を目的に道路法や道路交通法等に基づいて行われております。道路は、避難に使われることも考慮し、被災状況を見極めて、その規制を判断する必要がありますことから、降雨による早期の封鎖は非常に難しいものと考えております。

しかしながら、封鎖等の規制がされていない場合におきましても、やはり道路の冠水の状況をドライバーの皆様判断をいただきまして、無理な通行はおやめいただきたいというように考えております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。なかなか簡単に止めて、さっき言ったとおり、交通ですとか避難とかの部分を考えれば、よくよく承知はしておりますが、なるべく早めな対応をしていただいで被害を少なくしていただきたいと。

先般部長のほうからちょっとお伺いしまして、初めて私分かったのですが、土のうの貸出し等々は行われていると。例えば土のうの貸出しによって、商店だとか民家だとかが多少でも避難を少なくできればと思うのですが、その土のうの貸出しの手続とといいますか、手順とといいますか、やり方とといいますか、それはどのようにすればよろしいのか、お教え願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

もし降雨による浸水被害等がやはり心配になる方、または通常側溝等から溢水等があるということで、まだご心配される方は、それで土のうのほう、もし提供していただきたいというご依頼があれば、都市整備部または各庁舎市民生活課へいつでもご相談いただきたいと思います。私どものほうで土のうのほうは提供をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 佐賀議員に申し上げます。

間もなく申合せ時間でございますので、よろしくお願いをいたします。6番。

○6番（佐賀英生） あと4分ちょっとです。頑張ります。

今そういうのを手続を覚えれば、今後少しでも減らしていけるのではないかと、被害を少なくできるだろうと。

もう一つ、今うちの町内もやるのですけれども、今年2回目なのですが、側溝の清掃、これ結構重要だと思われま。うちの町内は、どっちかとい

うと高低差があって、結構下のほうにたまるものですから、年に2度ほどやらないとなかなか皆さんの要求に応えられないというのがあるのですが、もう少しがっつりと力を入れて、各町内をお願いするなりやってもらうなり、またそういうところを見てきたら、各町内からのリクエストを拾って、側溝清掃に力を入れていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

道路の側溝や水路の清掃は、排水機能の向上だけでなく、周辺環境の向上にもつながることから、町内会など地域の皆様と連携して、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。よろしくお祈いします。

実は、このラジオを下北地域県民局の人が聞いていれば大変ありがたいのですけれども、何年か前に県のほうにお願いに行ったら、「分かりました」と言ったことで、いまだにその返答なし。2か月ぐらい前ですか、県のほうに出向いて、側溝の手伝いだとか、どのようにしたらいいかというのをお願いに行きました。担当の方のお名前は言いませんが、いまだに返答なしと。大変心強い県のお力をいただいております。こんなにばかにされているのか、やる気がないのか、忘れてしているのか、それは分かりませんが、もうちょっと、うちは、うちというか、大体県道が多いですから、少しそういうものにも力を入れていただきたいと。多分聞いていることを願って、明日返事が来るのを願ってお話をさせていただきます。

2点目のほうの公共施設の部分なのですけれども、いろいろと公共施設出てきて、使わないものもあると。総務教育常任委員会のほうでもやりま

すので、深くは言いませんが、それを使っていろんな集客力を持っていくと。例えば学校施設は特に、使えば懐かしさもあるし、過去の思い出もありますし、いろんなものを集めたり、いろんな部分で、卒業した方々のよりどころとなるような作り方も一つあるのではないかと考えております。

また、大畑地区に限って言えば、中島児童館をあのまま置いておくのはもったいないと。この前災害のときはいろいろ活躍したと聞いておりますが、何とか使える方法を考えていきたいと。ヒアリングのときも、そういうお話もしましたが、いろんな云々があってならないというのがあります。なるべくそういうものを使っていきたい。また次に濱田議員もやりますが、今度は閉校したり、泣く泣く閉めた学校等々の施設もいろいろ考えられるときも来ると思いますので、ぜひともそこら辺のところも考えておいて、公共施設の有効利用、また取壊し等々を含めて何とか努力をしていただきたいと考えております。

時間ですので、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎岡崎健吾議員

○議長（大瀧次男） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。17番岡崎健吾議員。

（17番 岡崎健吾議員登壇）

○17番（岡崎健吾） おはようございます。会派名、

未来への轍に所属している岡崎健吾です。むつ市議会第249回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

今定例会も一般質問が30分という時間制限がありますので、直ちに質問に入らせていただきます。

質問の1点目は、燧岳地域地熱資源開発調査事業についてであります。本事業は平成27年度から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称JOGMECの助成金を活用し、むつ市においては平成29年6月9日に燧岳地域地熱資源開発調査に関する今後の取組方針を決定し、本事業を推進してきております。令和元年度までの事業内容等については、先輩議員の一般質問で温泉モニタリング調査や燧岳周辺住民を対象とした地熱座談会等が開催されたことは承知しておりますが、令和2年度及び令和3年度においてどのような事業が実施されたのかお伺いをいたします。

質問の2点目、法定外公共物についてお伺いいたします。法定外公共物とは、道路法が適用される国道、県道、市道や河川法が適用または準用される2級河川、準用河川のように法律が適用、準用される公共物のことを法定公共物というのに対し、里道、水路、農業用水などのように法律が適用されない公共物を法定外公共物といいます。

里道、水路は法務局の公図には番地のない長狭物であり、里道は赤色に、水路は青色にそれぞれ着色されていることから、赤線、青線と言われることもあります。里道、水路は、その多くが農道や農業用水路など地区住民の日常生活に密着した道路、水路として利用されてきておりますが、その敷地は国有財産とされてきました。地方分権の推進を図るため、国有財産である里道、水路のうち、機能を有するもの等については平成17年3月までに市町村に移譲されました。これにより国から引き継がれた里道、水路については、それまで県に申請していた境界確定や用途廃止等の申請窓

口が各市町村に移っております。これを受けてむつ市においては、平成16年3月にむつ市法定外公共物管理条例を制定しておりますが、むつ市において国から譲与を受けた里道、水路がどのぐらいあるのかお伺いいたします。

質問の3点目、海水浴場の開設日数等についてお伺いいたします。現在むつ市においては、かわうちまりんびーち、愛宕山海水浴場、大畑海浜公園海水浴場、浜奥内海水浴適地の4か所が設置されておりますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症により全ての海水浴場は開設されませんでした。今年度は、浜奥内海水浴適地を除いて3か所開設されましたが、あいにくの気象状況等により、実稼働日数は例年より少なかったようです。

しかし、近年は地球温暖化現象により、長期的な傾向としては地球の平均気温が上がっており、地域ごとの気温は不規則に変動しながらも、極端に暑くなる頻度が徐々に増えてきていると言われております。

今年度開設されたかわうちまりんびーち、愛宕山海水浴場、大畑海浜公園海水浴場の3か所の開設日数は、それぞればらばらになっております。保護者の方々からも強い要望がありますので、4か所の海水浴場とも小・中学校の夏期休業期間を開設日数としていただきたいと思います。市長のご所見をお伺いいたします。

最後の質問は、校則についてであります。この質問については、むつ市議会第247回定例会において、同僚議員が一般質問をしておりますが、教育長も阿部教育長に替わっておりますので、改めて校則の見直しについて、阿部教育長のご所見をお伺いいたします。

最後に、これまでのワクチン大規模接種事業やむつ市・風間浦村豪雨災害における市職員や医療従事者、そしてボランティアの皆様のご奮闘には心から敬意を表したいと思います。今後も事務的

作業は続くとは思いますが、健康には十分留意され、そして事務事業が円滑に進むことを願って壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 岡崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、地熱発電についてのご質問及び公有地についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、海水浴場についてのご質問、開設日数等についてお答えいたします。市内の海水浴場の開設期間につきましては、小・中学校の夏期休業期間を考慮しておりますが、おのおの施設の特性や利用状況など、地域の実情に合わせて開設しております。今後開設日数や開設日については、極力合わせられるよう調整をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 岡崎議員の教育についてのご質問にお答えいたします。

校則は、児童・生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、学校において児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律について校長が定めるものであります。また、その運用に当たっては内容や必要性について児童・生徒、保護者との間に共通理解を図ることが重要であり、児童・生徒の意思を反映させることにより自主的活動となり、自立心の育成にも資するものとなります。

このように校則の内容は不変のものではなく、児童・生徒や学校の実情、地域の状況や社会環境の変化等により、児童・生徒の望ましい成長のため、必要に応じて見直しを行う必要があるとの前提に立ち、最終的には校長の判断で見直しが行わ

れるものですので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 地熱発電についてのご質問にお答えいたします。

燧岳周辺地域地熱発電開発事業についてですが、令和2年度は市と連携協定を締結しておりますが、中部電力株式会社が主体となり、地下構造や熱源の有無を直接確認するための試掘調査のほか、燧岳地域における猛禽類の生息を確認するための環境調査、下風呂温泉でのモニタリング調査などを実施しております。

また、理解促進事業として、赤川と木野部町内会及び下風呂地区関係者に対し、事業の説明を行っております。

次に、令和3年度は昨年度の試掘箇所をさらに100メートル掘り進めたほか、確認された地熱の広がりや亀裂帯を探す目的で、昨年度とは違う方向へ約1,800メートルの試掘を実施しております。しかしながら、8月9日の豪雨災害により、試掘現場への進入路となります小赤川林道において道路の崩壊や土砂崩れ等が発生したことから、現在調査を中断しております。

その他環境調査及び理解促進事業として、赤川と木野部町内会での燧岳地熱座談会や下風呂地区関係者への説明を行ったほか、下風呂温泉でのモニタリング調査を引き続き実施してまいります。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 公有地についてのご質問にお答えいたします。

これまでに譲与を受けました法定外公共物は、むつ地区2,539件、川内地区1,743件、大畑地区1,436件及び脇野沢地区575件の市全体で6,293件となっております。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 残りの時間の関係で、大変恐縮ですが、再質問の順番をちょっと変えさせてい

たきます。

まず、海水浴場についてですが、市長が10月1日の「62ちゃんねる」で、むつ市高齢者無料乗車証のお話をされておりました。その中で、むつ市、どこに住んでいても同じサービスを受けられるのだということをお話されて、本当にそのとおりでないかと思っておりました。私は、海水浴場も同じだと思っております。むつ市内の小・中学生、川内、脇野沢、大畑、どこにいてもやはり同じような条件で海水浴ができるということが私は非常に大事なのではないかと思います。そこら辺は市長、どうお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

海水浴場につきましては、市内の場合、特にかわうちまりんび一ちはどちらかというと、全市的に幅を広げてといいますか、皆さんにお越しいただけるような環境を整えております。

その他の海水浴場等につきましては、利用状況等からどうしても地域の方々と相談をしながら運営をしているという部分もありますので、皆さんにどの海水浴場を使っていただいても構いませんが、全く同じような形ということが、では今できているかということ、若干海水浴場ごとに特性が違うということをお話をさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 地域の方々のご意見を伺っているということですが、例えばかわうちまりんび一ちについては、一番入り込みが多かったのが、平成25年に海水浴場に1万人を超える人が入っています。今回かわうちまりんび一ちの場合は、23日間という期間、今年ですが、そういう期間を設けています。せめて、それだったらその場所によって1か月、夏期期間、30日から33日あるのですが、その場所によっては30日くらいまで私やってもい

いのではないかと。天気さえよければ、もう子供たちが海水浴に来るのです。これは、実績としてありますので、その辺をもう一つ何とかできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

かわうちまりんぴーちは、私も今年子供と行きまして、そのときも大変にぎわっていました。すばらしいビーチでありますし、一日でも多く開設することが市民サービスの向上につながるということもまさにそのとおりだと思っています。基本的には、そういう気持ちでおりますし、そういうことで運営しておりますが、やはり海の状況とか天候とかありますし、また地域の方々にご協力していただいて開設している部分もありますので、今回の要望というものは私どものほうでもしっかり受け止めさせていただきますので、来年以降の各ビーチの開設期間については、今回の要望を踏まえまして、しっかりと検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 3月の予算審査特別委員会が非常に楽しみにになりました。ありがとうございます。

ただ、今回のこの質問、ちょっとした問題がありまして、この海水浴場は3部4課に分かれています。私行政効率として非常にいかなものかと思えます。聞いたところ、契約している4か所も同じ会社ということもありますので、私はこれは1課でまとめてやったほうが行政効率としても非常にいいのではないかなと思いますが、それについてはいかがでしょう。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

海水浴場の施設は4か所あるのですけれども、それぞれ担当課が違うということでは、議員おっ

しゃること、もっともだと思えますので、今後そういう部分も考慮いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 4施設とも設置条例はないところですから、私はそんなに難しい問題ではないのかなと思えますので、十分ご検討をしていただきたいと思えます。

次に、校則の見直しについてお伺いしたいと思います。今年6月に文部科学省から都道府県教育委員会に通知があったみたいですが、通知の中では校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定めるものとした上で、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るよう指導していくことが重要だと多分書かれているのではないかと思います。これまでの期間中に、各学校で校則の見直し作業がどのように行われたのか、また教育委員会ではそれを把握しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

文部科学省からの通知を受けて、私どもも各小・中学校に同通知を発出しております。結果としては、それを基にして校則の見直しが見られた実例はありません。これに関しては、幸いにして本地区においては各小・中学校とも、議員ご指摘の教育目的を達成するための必要かつ合理的な範囲内において校則が定められ、かつ児童・生徒の内面的な自覚により、それらが運用されている、そういう実態があるものと把握しておりますし、また先ほど壇上で申し上げましたように、校則は不変なものではありませんので、児童・生徒の意向等をしんしゃくしながら、必要に応じてこれからも修正等がなされるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 先ほどの海水浴場の件と同じなのですが、やはり市内中学校、小学校、同じ条件でいいのではないかと思います。例えばA学校でスマートフォンの持ち込みがいいのだと、ほかは駄目と。こういうことがこの市内で起きては私は非常にいけないと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 学校の教育活動の具体におきましては、各校長が子供たちの実態や保護者等の理解、そして自らの教育理念に基づいて主体的に定めることが肝要かと考えております。もちろん議員がご指摘のように、必要があって統一しなければならぬものに関しては、私どもといたしましても、躊躇なくそのような指示をいたしております。

実例を1つ挙げるとすれば、ご指摘いただきましたスマートフォンの持ち込みに関してですけれども、これに関しては、やはり一律に禁止することが子供たちの成長にとって必要であろうとの見解から、各学校にその旨通知をいたしております。

このように、必要なことは果敢なく実行し、そして学校の主体性を保障するために多くの部分は校長の主体性に委ねている、そのような実態をご理解いただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 最終的には、校長先生の判断というところではありますが、最近教育委員会がちょっと弱くなってきているのではないかと思うのです。もっともっと指導的立場から各校長先生に気合を入れると言えばちょっと変なのですが、指導力を発揮してほしいなと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 議員の督励に感謝を申し上

げます。先ほど申し上げましたように、必要なことは遠慮することなく、躊躇することなく各学校に指示をして、一番大切なことは児童・生徒の望ましい成長であります。そのために各学校と協力をして、私どもも業務に励んでまいりたいと思いますので、今後注視いただきたいと思います。激励ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） それでは、地熱発電についてお伺いします。

令和2年度、令和3年度の事業等については、理解をいたしました。ところで8月9日に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害との関連になりますが、このたびの災害がこの事業に今後どのような影響があるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

被害を受けました林道の復旧につきましては、下北森林管理署において現在応急復旧工事が行われているところでありまして、試掘調査再開の見通しなどにつきましては、この状況を確認しながら検討していくということになります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 分かりました。平成29年3月に北日本新エネルギー研究所というところが議員に対して燧岳周辺の研究活動ということの説明をされました。あれから丸5年たっています。そして、新しい議員も7人増えています。こちら辺で1回、議員に対してこれまでの事業内容とか今後の事業の在り方など、説明があっても私はいいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、やはり正当なというか、やり方としては、恐らく所管事務調査等で要求していただいて、そ

の中で私たち説明させていただいて、それを議員の中で共有していただくということが、まず議会と我々との関係の中では重要なのであろうというふうに考えています。

それに加えて、むつ市燧岳周辺地熱開発研究会というものを開催してございますので、そうしたところに議員の皆さんも足を運んでいただいて、この内容について理解をしていただきたいということはありますし、また議会全体として議員説明会をやってほしいという要望があれば、これは新人議員とかそういったことにかかわらず、皆さんにご説明をするということは当然のことだと考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げたとおり、現状復旧というか、事業再開のめどが立っていない状況でもありますので、そうしためども含めて、私どもとしては何らかの形で皆さんに随時お知らせをしていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 最後に法定外公共物についてお伺いしたいと思います。

譲与された件数、六千二百幾らということですが、これまで国から譲与を受けた里道、水路の中で、むつ市で処分した件数、そして払い下げた価格はどのようなものかをお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

令和2年度末現在で、これまでの処分件数は98件、処分価格は合計で2,333万9,710円、面積は合計で9,476.5平方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 17番。

○17番（岡崎健吾） 市の財産である里道、水路ですが、これは決算書の財産に関する調書には記載

されていないのですが、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

譲与を受けました法定外公共物は、その性質上、測量図などの存在しない無地番の長狭物がほとんどであります。正確な面積が把握できないことから、財産に関する調書には記載しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 岡崎議員に申し上げます。

間もなく申合せ時間となりますので、よろしくお願いをいたします。17番。

○17番（岡崎健吾） この問題については、担当課長といろいろ話をしたのですが、非常に複雑です。いろんな問題があるのも十分理解をしています。むつ市法定外公共物管理条例にのっとり、法定外公共物の適切な処理をお願いして、時間ですので、質問を終わりたいと思います。

○議長（大瀧次男） これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（大瀧次男） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。14番濱田栄子議員。

（14番 濱田栄子議員登壇）

○14番（濱田栄子） 自民クラブ、濱田栄子です。むつ市議会第249回定例会におきまして一般質問いたします。

質問に先立ちまして、先般8月9日より始まり
ました大畑地区における豪雨災害に際し、被災さ
れた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、
災害発生後は対策本部一丸となつての対応に感謝
申し上げます。

地元大畑庁舎においては、災害状況の確認、地
域から寄せられる不安や要望への対応など、少な
い職員数での対応に奔走されたことと想像してお
ります。

また、地元消防団においては、緊急時には消防
職員とともに一丸となつての避難誘導や高齢者の
避難介助など、市民の安全確保のために活動して
いただきました。これまで被災者支援、復旧作業
に関わってくださった方々、全ての団体、企業、
市民ボランティアの皆様、心を寄せて市内外から
お見舞いのメールやご支援をいただきました皆様
に対して、大畑地域を代表する一人として、この
場をお借りしてお礼申し上げます。本当にありが
とうございました。

今後は、被災されました皆様一人一人が一
日でも早く日常の生活が取り戻せますよう、心に
寄り添った支援が必要と思われます。

それでは、本題の二枚橋小学校閉校後の活用につ
いてお伺いいたします。二枚橋小学校は、
1873年、明治6年に創設されました大畑小学校の
二枚橋分教場として大正6年4月30日設置されま
した。昭和22年4月には、児童数135名の在籍を
もって大畑町立二枚橋小学校として新設されてお
ります。104年の歴史の中で、地域を担う人材は
もとより、全国で活躍する多くの人材を育ててき
ました。現在の校舎は、平成6年に落成、移転時
の児童数は67名でありました。その後記念事業と
してのイワナの放流事業をはじめサケの稚魚10万
匹放流事業など、数々の放流事業や環境学習を行
っております。平成8年には、みどりの少年団が
結成され、記念植樹や、当時大畑町で毎年行われ

ていました大規模な植樹祭にも参加しておりました。

国連の2015年に採択され、2030年達成目標のS
D G s の14番「海の豊かさを守ろう」、15番「陸
の豊かさも守ろう」という目標の精神は、二枚橋
小学校の教育活動においては創立時から脈々と引
き継がれてきたと思われます。

また、平成13年からはNHK合唱コンクールに
参加、その後全国大会において数々のタイトルを
獲得しております。その美しい歌声で、地域の皆
様に喜びと感動を与えてくれました。全国大会で
審査員をされておりました当時東京藝術大学の先
生が子供たちの歌声に感動されて、藝大の生徒さ
んとともに、二枚橋小学校に演奏会に何度か来て
くださいました。そのご縁は、むつ市民歌制定に
当たり、藝大の先生よりご指導いただき、木村制
定委員長の下、現在の市民歌制定に至っております。

数々の感動を与えてくれた二枚橋小学校です
が、生徒数の減少とともに、来年3月をもって閉
校が決まっております。学芸会や運動会は地域挙
げての参加で、少人数を感じさせない笑顔の絶え
ない行事でした。二枚橋、釣屋浜地域とともに歩
んできた二枚橋小学校閉校に当たり、閉校後の活
用について地域との話し合いはどのようになされ、
要望はどのように取り入れているのか、また現時
点で活用についてのお考えがありましたら、お伺
いたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 濱田議員のご質問にお答え
いたします。

二枚橋小学校閉校後の活用についてのご質問の
1点目、地域の意見、要望はどのようにして取り
入れていくか、2点目、現在決まっている活用計

画等につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

二枚橋小学校の閉校に当たりましては、地域の方々への住民説明会を平成29年11月15日、平成31年1月21日の2回行っております。その際の協議の中で、二枚橋地区町内会より閉校後の校舎の一部を二枚橋地区公民館の代替施設として利用したいとの要望があり、これに対し、地域からの要望があれば最優先で考えていきたい、そのようにお答えさせていただいております。

二枚橋小学校の校舎は、平成7年に建築され、築26年ではあるものの、今後も十分に活用可能な建物であります。このことから、閉校後の活用方法といたしましては、地域住民の方々の集会施設としての役割を担うことを前提に考えつつ、他のスペースについては、どのような形で有効活用できるのかについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ご答弁ありがとうございます。一部は地域の公民館の代替施設として、集会施設として利用されるということでお聞きいたしました。

移転当初は67名の在籍数の規模で建設されておりますので、まだまだ空きスペースがございます。ご存じのように二枚橋、釣屋浜、涌館地域からは、広範囲にわたり縄文の遺跡群が発見されております。二枚橋2遺跡出土品1,308点は、2012年9月6日、国の重要文化財の指定を受けております。縄文時代晩期を主とする出土品においては、日常用具である多数の土器、石器に加え、とりわけ祭祀関係の遺物が多いことが特徴的で、特に土面、土製仮面は一つの遺跡から出土した点数としては現在国内最多を誇り、特筆すべきものとされております。縄文時代晩期における出土品の中でも、とりわけ祭祀的な性格が強い遺物の一括であり、

当時の精神文化や土器、土製品等の製作技術の到達点を示すとともに、本州と北海道を含めた遠隔地との文化や物資の交流の実態を考える上で極めて重要な一括であるとされております。

二枚橋小学校閉校を機に、空きスペースを活用し、縄文の展示、体験館として活用できないかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 濱田議員の空きスペースの活用方法についてのご質問にお答えいたします。

施設の管理をどのような形でやっていくのか、またどのような活用方法が効果的なものであるのか、こういったことにつきましては、議員ご提案の活用方法も含めて、他の公共施設の状況と併せつつ、様々な観点から調査してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 前向きなご答弁とお受けいたしました。やはり魅力あるまちづくりには、自然環境の保全とともに歴史、文化、芸術の発信が必要であると思われまます。様々な観点から検討してまいりますというご答弁でしたので、ぜひともこの縄文遺跡の展示または体験館としても強く要望いたしたいと思ひます。

また、その前に例えば財政的な面が恐らく負担になる部分もあると思ひます。そういった場合は、やはりSNS等を使った発信というものも考えられると思ひます。これからは、そういったものが先行していくのではないかと思ひますので、実際に施設をしっかりと整備する前に、そういう整備をしておくのもどうかと思ひますので、教育長にもう一度ご質問いたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご提言ありがとうございます。ただいまご提案をいただきました手法等を

含めまして、種々様々な角度から検討を重ねてまいりたいと思います。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。前向きに進めていただけることを確信いたしましたので、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、1時20分まで暫時休憩いたします。

午後 1時13分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（大瀧次男） 次は、東健而議員の登壇を求めます。4番東健而議員。

（4番 東 健而議員登壇）

○4番（東 健而） 市誠クラブの東健而です。むつ市議会第249回定例会に当たり、1項目の一般質問を行います。今回の質問は、災害時応援協定と被災対策についてであります。

まず、先ほどの濱田栄子議員もおっしゃっていましたが、このたびの風間浦村及び市内並びに大畑地区の豪雨による災害に対しまして、被災された皆様方に改めてお見舞い申し上げます。

災害対策については、今まで形を変え、数回質問してまいりましたが、私は常々災害は忘れた頃にやってくると申してまいりました。しかし、最近では夏の暑さ、大雨、冬の大雪など、当市にも規模の大きな災害が度々起こるようになり、最近では災害は忘れないうちにやってくると思っています。

大雨による災害は、1968年、昭和43年ですが、8月20日から21日の砂子又での301ミリの集中豪雨災害があり、盆地の中に民家があったため、住宅のほとんどが床上浸水に見舞われました。このとき東通村では、4,383人が避難したとの記録があります。この予期せぬ大雨により、むつ市、川内町、脇野沢村、東通村、六ヶ所村、蟹田町、中里町、青森市などにも被害が及び、各地で断続的に降り続き、この影響を受けました。それによって災害救助法が発出されたことがありました。以来53年余り、今回朝比奈岳を中心に300ミリを超える大雨となり、冠水被害や土砂の流入、流木による河川の氾濫などが起こりました。このたびの災害で多くの市民は、身近で起こる災害の恐ろしさを再認識したことと思います。

ところで、今年はまだ10月、台風の数が比較的に少なく感じられますが、これからが台風のシーズンであります。ハザードマップを見直し、災害が起きたときの避難場所をあらかじめ決めておくよう心がけたいものと思っております。

さて、8月9日の災害からはや2か月が過ぎ去ろうとしています。現地の小赤川の折れ曲がった橋を見たときには、啞然といたしました。大量の水と流木の破壊力のすさまじさをまざまざと見せつけられました。市長の迅速な対応のおかげで早急に災害対策本部が設置され、住民の避難行動を促し、人命が失われることがなかったことがせめてもの幸이었다と思います。

その後仮橋が開通し、ライフラインも復旧し、徐々に通行可能になってきました。まだ片側通行であるためか、9月に大間町のごみ収集業者がかもしかラインを通って川内に抜け、アックス・グリーンへごみを運んでいる姿を見ましたが、ここまでこぎ着けられたことに対し、市長をはじめ災害対策本部の関係職員の皆様に対し、改めて敬意を表する次第であります。

市長は、仮橋は架けられましたが、元の姿に戻るまではまだ数年かかると言っておられました。

9月19日に国土交通省の赤羽大臣が来県され、国道279号の早期復旧と避難路のことも県庁で話し合われたようですが、9月28日市長は、国直轄で早期に橋が架けられるとおっしゃっておいしました。また、避難道にも取り組むとのことですが、どんな災害にも応用できる避難ルートの実立をご要望いただきたいと思います。

さて、今回の災害では、多くの教訓を残しました。それを踏まえながら、簡単に4点の問題点を提起し、質問させていただきます。

1点目、災害時の応援協定の現状についてお伺いいたします。

土木建築業者、電気業者、水道業者、ごみの集排業者などが災害が起きた場合の応援協定を交わされているようですが、現在災害対応全体で何種類かの応援協定が交わされているのでしょうか。そして、何団体に協力要請されたのかお伺いいたします。

2点目、災害時の応援協定の協力期間と費用負担についてであります。この数か月の間、多くの方々から貴重な生活必需品や食料及びご寄附、義援金をいただいたことがご報告されました。また、ボランティアなど応援していただいた多くの方々にも、市民に成り代わり、深く感謝を申し上げます。

今流木の撤去が終わったとの報告がなされましたが、全体を通じて現在まだご協力をお願いしている業者がおられるのでしょうか。災害で応援協定を結んでいる方々は、協力した日数などが違うと思います。どのくらいの期間災害対応に協力していただいたのか、できればその協力期間をお知らせいただきたいと思います。

また、応援協力をいただいた業者たちが長期にわたった場合の労力費用負担はどのように考えら

れているのか、併せてお知らせください。

3点目、災害ごみと一般のごみの搬出の別についてであります。流木の処理ばかりではなく、災害ごみの搬出も終わったようですが、災害ごみは大方が粗大ごみ収集のはずなのに、搬出が終わりに近づくに従い、一般の廃棄物も混じって出されているとの声も聞かれました。ふだんであれば、各家庭から出るごみは、分別収集しています。しかし、混乱で気づかずに衣類や毛布などの燃えるごみも多く出されていたと伺っています。この燃えるごみの搬出については、放送で通知がなされていたようですが、風向きによって届かないところや聞こえないところがあるようです。また、仕事や買物などで家にいない人もいて、全ての人に通じない状況にあります。その結果、ごみ出しが周到に通達されず、守られていない状況があると伺っています。

混乱している場合に、災害に遭った家庭にこんなことをお願いするのは的外れかもしれません。しかし、そろそろ2か月がたとうとしています。今後のこともあります。早く正常の生活を取り戻すためには、やはりいつまでも惰性的な出し方をすることなく、共同生活の規範意識を高めるべきときに来ているように思います。差し出がましいことをするようですが、災害ごみを理解していただくには、市民にこのことを認識していただく必要があります。それには、文書で通達を出すべきではないかと思えます。

そこで、提案ですが、これからのこともありますので、ごみ集積所の責任者にごみの出し方を文書で地区の市民に配ってもらったり、回覧するとかし、全家庭に通知してもらうようにしたらいかがでしょうか。今、少しでも早く災害から立ち直り、元の姿に戻る努力が求められています。市長には、コロナ対策や災害対応でご活躍いただきましたので、大変お疲れでしょうが、市長はごみ対

策をどのようにお考えでしょうか。

次に、4点目、消防団活動の退避ルールの策定についてであります。今災害についての退避ルールがなく、そのルールづくりが求められています。津波災害に最先端で情報収集に当たっている消防団の災害現場における二次災害を防ぐための退避ルールについて、最近各自治体の対応が注目されて、この対応を取り決めている自治体が半分以上と非常に少ないという報道を目にいたしました。これは、職員についても同じだと思います。過去に、団員が情報収集活動や救助活動を通じて崩落に巻き込まれたり、津波にのまれ命が失われた消防団の人たちのことが問題になったことがあります。二次災害が発生しないように、避難対策は重要ですが、当市ではこの退避ルールの取決めはあるのか、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

これで、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

災害時応援協定と被災対策についてのご質問の1点目、災害時応援協定の現状についてですが、現在むつ市では44の災害時応援協定を締結しております。このうち、今般の災害で民間機関に協力要請したものは、公共土木施設等の応急対策業務、災害家庭ごみの収集運搬及び水道施設の応急復旧活動等の6協定にわたり、4協定4団体及び2協定6社に協力要請いたしました。

次に、ご質問の2点目、災害時応援協定の協力期間と費用負担についてですが、応援協定によりご協力いただいた期間は、既に業務を終えたもので3日から18日間となっており、その他公共土木施設等の応急対策業務及び災害家庭ごみの収集運搬については、現在も引き続きご協力をい

ただいております。協力団体の費用負担につきましては、各協定に応じて市が支払うことになっております。

次に、ご質問の3点目、災害ごみと一般ごみの搬出の区別については、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の4点目、消防団活動の退避ルールの策定についてお答えいたします。当市では、平成25年4月に震災時における安全管理マニュアルを策定しており、この中で消防団員自らの安全確保を最優先とし、消防団活動における退避を優先とする安全管理や二次災害の防止等を明記しており、団員各自が危険性を認識し、訓練や研修を重ねることで意識共有を図っております。

今般の災害を受けて、マニュアルの修正等をむつ市消防ビジョン推進委員会等で検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） ご質問の3点目、災害ごみと一般ごみの搬出の区別についてお答えいたします。

8月9日に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害では、大きな家具や家電などの粗大ごみはもちろん、衣服、食料や食器など様々な種類の災害ごみが発生しております。ごみの回収に当たっては、被災された皆様の負担を軽減するため、重量のある災害粗大ごみはご自宅前から、そのほか袋に入るごみは透明、半透明の袋に入れた上でごみ集積所からの回収とするなど、通常の回収時のルールとは異なる対応としたところであります。

この災害ごみの出し方につきましては、防災行政用無線や市ホームページ、SNS等で広報したものでありますが、被災された皆様へ確実に伝わるような広報を今後検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） ただいまの市長の答弁を聞きまして、応援協定の現状ですが、44団体が協力体制に入っていると理解してもよろしいですね、市長。この数について、驚きました。私は、先ほどこの質問で書いたように、4つか5つぐらいしかなかったのではないかなというような感じで考えておりましたので、このぐらい、44団体あるとすれば、これからどんな災害が起きても大丈夫だと思えますので、この利用方法はその都度、災害が起きた場合の対応としてお考えいただきたいと思えます。

2点目の協力期間と費用負担については、3日から18日の協力をいただいたという答弁がありました。協力した間に市が払うこのあれは、その期間に応じて支払うというようなことでございましたけれども、そういうふうなものも、一応後悔がないみたいな形でやっていただきたいと思えます。

それから、3点目のごみの区別については、これが今問題なのです。お年寄りたちは、SNSなんて分からないのです。それによく62ちゃんねるとかツイッターとか、そういうふうなものは全然分からないので、先ほど提案したみたいな、書類で分かりやすいような取組を要望しておきたいと思えます。

それから、4点目の消防団活動の退避ルールの策定についてでございますけれども、これは先ほど消防のマニュアルを作成しているということを知りました。この消防の退避マニュアルというのは、自治体の避難ルールの取扱いとはニュアンスがちょっと違うのではないかと思います、これは自治体の避難ルールは必要ないということでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 避難ルールが必要ないということは、恐らくありません。ちょっと質問の趣

旨が私は理解できなかったのですが、消防団の退避ルールが必要かどうかということについては、当然ですけれども、必要です。現場の状況というのは、現場ごとに違うので、現場の指揮命令する人間が、必ずその退避ルールというか、何かあったときには退避するというを前提に動いています。

消防団というのは、これは危機管理要員ですから、そういったことは徹底して現場に入っていますので、基本的にはその退避ができなくて二次災害が起るようなことというのは想定していません。安全を確保した上で業務ができるようにしていますので。今回もありとあらゆる作業をしてもらいましたけれども、応援してもらいましたけれども、全て安全を確保された状況の中でやっていただいているということをご理解をいただきたいと思えます。例えば倒れそうな家の土砂の搬出等は行っていませんので、そういったことも含めて考えていただければと思っております。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 分かりました。消防のマニュアルがあるということですので、落ち度のないような対策をお願いしておきます。

それでは、最後に1点ですが、備えについてお伺いいたします。備えに対する対策は、万全だと思えますけれども、今回の大雨被害を教訓に、今まで策定したハザードマップや大津波による浸水予測などの今後の見直しなどについて、事情が刻々と変わってきています。11月までの策定に変化はないか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

ご質問につきましては、津波ハザードマップの策定と配付についてだと思っておりますが、本年6月に新たな津波浸水想定をお知らせした際に、11月頃にこの津波ハザードマップを配付する予定

としておりましたが、今般の災害対応により策定が若干遅れが生じております。ですから、今年度中に全ての市民の皆様の下にこれが届けられるよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 若干の延長がされるということでお答えを聞きました。このことについて、私も気になっておりましたけれども、これはもう変更、変更でずっと来ましたので、これからもまた大変な作業ですが、市民の命に関わる問題ですので、何とかして頑張ってください、早くつくっていただきたいと思います。

そして、最後でございます。市長に要望しておきたいことが1つあります。下北半島の避難道についてであります。これまで下北総合開発期成同盟会を通じ、県道薬研佐井線及び県道川内佐井線の整備促進について要望してきたところでありますが、今回の災害を見ますと、下北半島のどこで今回のような災害が起きてもおかしくないと思います。合併以来私は、県への重点要望として提案して、今は取り下げられている大畑の奥薬研から川内の湯野川までの道路が、必要に応じて再要望することになっています。市長には、この機会にこれを県や国に再度働きかけ、下北半島の避難道の整備促進に向けご尽力をいただくよう強く要望して、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第249回定例会に当たり一般質問を行います。

第1は、ジェンダー平等の取組です。今日、この言葉を聞く機会が増えました。今日のコロナ禍の中、ジェンダー後進国日本の姿が浮き彫りになりました。低賃金、非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、女性の自殺率が男性の5倍という数字も出ており、国連から性別格差縮小の取組強化の勧告を受けています。2015年国連サミット加盟国の全会一致で採択された持続可能な開発目標SDGsの17分野の一つで、2030年までに達成を目指すとしています。ジェンダーとは、性別を意味する言葉ですが、生物学的な性だけでなく、社会的、文化的に形成された性別のことです。誰もが性別にかかわらず、個人の尊厳を大切に自分らしく生きることができる社会を目指そう、単なる男女平等問題ではなく、多様な性の在り方を認めようという人権の問題とも結びついて広がっています。

日本は、2021年の世界経済フォーラムによれば、ジェンダーギャップ指数は156か国中120位です。性暴力に勇気を持って立ち上がった女性への支援は、フラワーデモとして全国に広がり、青森県でも開催されています。選択的夫婦別姓の世論調査では、賛成が69%、同性カップルを認めるパートナーシップ条例制定は、昨年10月1日付で全国119自治体に広がっています。ジェンダー平等での後進国日本での課題は多数ありますが、今回は次の項目で質問いたします。

むつ市議会第247回定例会での佐賀議員の質問に、むつ市の今年4月の女性職員採用率は46.7%、女性管理職採用は16.5%と答えていますので、今回は①として、審議会委員の中での女性の構成割合について。

②、性的マイノリティについて。性的マイノリティとは、社会的少数者のことです。この性的マイノリティについて、学校での取組について。例えば性の教育、男女混合名簿の導入、更衣室、制服等の配慮はどのようにしているのか。

③、県内では弘前市で昨年導入しているパートナーシップ宣誓制度について、むつ市でも導入の考えはないのか。

④、次期の男女共同参画推進基本計画にジェンダー平等の視点をどのように反映させるのかの質問です。

第2の質問は、むつ市原子力災害避難計画についてです。今日、国・県の防災計画が毎年のように見直され、修正されています。2013年の青森県の原子力災害指針の対応で、東通原子力発電所に関わる防災範囲が30キロメートルへと広がり、むつ地域の半分ほどの地域が含まれ、むつ市原子力災害避難計画も修正しています。また、今年3月に青森県は多発する自然災害との複合災害発生時の防災基本計画の修正をしています。

むつ市原子力災害避難計画を見ると、放射性物質、放出前は屋内退避を基本にし、放出後は避難として避難先は青森市、五所川原市、黒石市、平内町、そしてむつ市川内町と東通原子力発電所施設から30キロ圏域の外へ移動する広域の避難となっています。陸路を活用して南下する避難、海路を活用した下北半島の西側からの避難です。陸路は自家用車が基本です。以下の項目について質問いたします。

①、市民の避難所数はどのくらい発生するのか。

②、複合災害で道路が寸断され、陸路が使えな

くなった場合、海路と空路による避難者の輸送能力はどのくらいか。

③、県の防災訓練が行われていますが、その内容についてお知らせください。

避難計画の実効性に疑問を持つ一人として質問いたします。

以上が壇上からの質問となっています。簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、ジェンダー平等の取組についてのご質問につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、むつ市原子力災害避難計画についてのご質問にお答えいたします。東通原子力発電所で事故が発生し、全面緊急事態となった場合、まず原子力発電所から半径30キロメートルのUPZ圏内の住民の皆様は放射性物質や放射線の影響を低減するため、屋内退避を行うこととなります。その後県が行う緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値以上となった区域につきましては、内閣総理大臣の指示により避難または一時移転することとなります。

むつ市のUPZ圏内全体に対し、避難または一時移転の指示が発令された場合の避難者数につきましては、これまでも度々ご説明させていただいており、既に5年前に公表されている平成28年3月に青森県が策定した東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方によりますと、最大5万1,423人、また4年前に公表されている平成29年7月に修正されたむつ市原子力災害避難計画では、最大5万1,282人が青森市等に避難または一時移転することとなる可能性があります。

一方で、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値以上になる区域から順次段階的に避難または一時移転することとなりますことから、UPZ圏内であっても、この人数が全てということではなくて、場所によっては避難または一時移転の対象とならない地域もあることとなります。

次に、複合災害が発生し、青森市方面への全ての避難道路が寸断された場合には陸路が使用不能となることから、海路を活用し、避難または一時移転することとなりますが、その際は自衛隊や民間の船舶を活用し、避難または一時移転することとなります。

船舶の輸送能力につきましては、自衛隊の活動状況等により変動することから、具体的な数値をお示しできませんが、災害の状況、気象条件等を考慮の上、利用可能な航路、経路、手段を効率的に活用することとしております。

次に、青森県原子力防災訓練は、原子力災害時における対応体制の確認、検証及び緊急時対応能力の向上を目的とし、平成15年から令和2年度まで、平成23年度を除き、毎年開催されております。その内容といたしましては、住民防護措置訓練、原子力災害対策本部等運営訓練、避難所開設運営訓練、要配慮者・避難行動要支援者搬送訓練、緊急時モニタリング訓練等となっております。

次に、むつ市原子力災害避難計画の実効性を高めるために市が行うべきことについてであります。避難計画の実効性を高めるために最も重要なことは、発災直後において自家用車で避難が殺到することによる渋滞の発生を防ぐことであり、そのためにはまず屋内退避を行い、事象の進展に伴い、段階的に陸路、海路で避難または一時移転を行うということをしかりと周知する必要があると考えております。

市では、今年度中に市民の皆様にご具体的な避難

行動や避難の流れ、避難経路等を記載した原子力防災マップを全世帯に配付するほか、出前講座等を通じ、周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

ジェンダー平等の取組についてのご質問の2点目、性的マイノリティについてであります。学習指導要領には性的マイノリティに関する指導についての記載はありませんが、今年度からむつ市内の中学校で使用している保健体育の教科書には、性の多様性に関する内容が掲載されております。また、当教育委員会が開催している研修講座の中で、LGBTについても取り上げるなど、先生方に対する研修も行っております。

このように学校現場では、性的マイノリティに対する知識と理解を深め、児童・生徒や保護者からも相談にも対応できるように対応されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） ジェンダー平等の取組についてのご質問の1点目、審議会等における女性の割合についてお答えいたします。

むつ市職員に占める女性職員の割合は35.3%、前年度と比較いたしますと1.6ポイントの増加、また女性の管理職の割合は17.9%、前年度と比較いたしますと1.4ポイントの増加となっております。

次に、審議会や各種委員会の女性委員の割合は23.5%、前年度と比較いたしますと0.9ポイントの減少となっております。

ご質問の3点目、パートナーシップ宣誓制度についてお答えいたします。性的マイノリティの方々の個性や多様性を認め合い、一人一人が尊重さ

れ、心豊かに暮らせることが理想であり、制度の導入につきましては、他市の動向を注視しつつ、調査研究してまいります。

ご質問の4点目、次のむつ市男女共同参画推進基本計画についてお答えいたします。市では、平成25年度からの10年間を計画期間とした第2次むつ市男女共同参画推進基本計画を策定し、男女共同参画を推進してまいりました。男女共同参画社会基本法では、地方公共団体は国の施策に準じ、地域の特性に応じた施策を策定する責務を有しておりますことから、令和2年12月に策定されました国の第5次男女共同参画基本計画などを勘案し、現在の第2次基本計画の終期となります来年度において改定作業を進める予定としております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 答弁ありがとうございました。審議会委員の中での構成割合23.5%という今答弁でしたけれども、やはり男女、ジェンダーの視点で言うと、半数を目指していただきたいなという、そういう希望を持っています。これが今度の男女共同参画推進基本計画の中にどのような形で反映されるのか期待しております。

次に、性的マイノリティについての学校での取組ですが、それなりに先生方の研修会をやったり、そして学習指導要領の中にも今年度から掲載されるということで、少しは進んでいるなというふうなことは伺いました。思春期の女性と男性を対象にした性と生殖に関する教育がカリキュラムとしては弱いということが国連からも勧告を受けているというふうなことを、私はある書物で読みましたが、少しずつ進歩している、発展しているということは、まず分かりました。

先ほど答えていただけなかったのですが、これを具体的に示す男女混合名簿の導入とか制服など、どうしてもスカートをはきたくない、

スラックスを認めるとか、そういうふうな動きについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご回答申し上げます。

名簿の作成については法的な定めはなく、各学校がそれぞれの実情に応じて作成しております。

なお、むつ市内の小・中学校においては、男女混合名簿を採用している学校もございますが、ほとんどは男女別の名簿となっております。

また、更衣室については、空き教室等を利用するなど、学校の実情に応じて着替えを行っております。

今後児童・生徒が性的マイノリティであると認知された場合には、更衣室や制服等の配慮について柔軟に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 法務省によりますと、性的少数者、性的マイノリティの方は人口の3%から5%存在すると、このような数が公表されています。一番今県内で進んでいる弘前市ですが、パートナーシップ宣誓制度を導入している唯一の自治体です。どうして進んでいるかということをお私弘前市に電話をかけましたけれども、弘前市では男女共同参画プランというのだそうですが、むつ市は10年ごとの改定ですが、弘前市は5年ごとに見直しして、そして2018年には次のような文言が入ったそうです。高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国人等も安心して暮らせる環境整備をする、この文言が入ったということで様々なところでこのジェンダー平等の前進が図られているというふうなことをお聞きしました。

そして、次にパートナーシップ宣誓制度についてですが、弘前市では去年の12月にこの制度を導入いたしました。そして、現在2組の方が受領証を受け取っている、このようなことも分かりまし

た。この受領証を受け取って何が変わったのかということを知りましたところ、実務的にできることは限られている、例えば市立病院に入院した場合、手術とか病状の説明はカップルとして認めてきちんと話をする、それから税金の申告も所得証明書の代理申請ができる、そして市の書類も改正しています。男女のほかにその他という項目をつけている。このようなことも分かりました。

そして、昨年確かに2組の方だけの受領証が交付ということですが、弘前市の職員の方にその方のお話を聞くと、その方はこの地域で生活しているのだという自尊心、つまり自己肯定感を持ってもらえたということで喜びの、職員の方はそういうふうな受け止めをして、もっともっとほかの地域でも広がってほしい、引っ越し先でもこのような扱いを受けることによって、本当に連携していける、連携してもっともっとこの制度を広げていただければというふうなことも私に電話で話してくれました。

確かにこの問題というのは、男女平等だけではないのだと、認識不足も私は様々感じて、もっともっと勉強して、もう男性のみならず、女性も自己改革を迫られている問題だなというふうなことは感じています。この問題を質問するに当たって、様々勉強しましたが、誰一人取り残さないSDGs、この持続可能な開発目標、このことを追求することによって、多様性と、そして尊厳を大事にする世界の流れに確信を持って、今年も様々な場面でこのジェンダー平等の視点で注目して、そして問うていきたいと思っています。

次は、原子力災害避難計画についてです。どのくらいの方が避難するののかということでは、5万1,000人を超える方の避難ということが分かりました。もう今では複合災害というのが当たり前になって、指針も変えられてきています。陸路が使えなくなった場合、海路と空路による避難輸送

能力というのは本当に数えるほどしかできないのではないかと考えています。

新しい津波浸水予測図、新しい津波の想定図なんかを見ますと、青森市等に行く、その道路の寸断ということは十分に考えられます。そして、県の防災訓練が行われているようですが、その参加者はどのくらいになっていきますでしょうか。私は、昨年1,200人ほどということで読みましたが、よろしいですね。1,200人ほど、昨年11月12日の防災訓練に参加しているということですが、今中身でははっきりおっしゃいませんでしたけれども、その避難の内容というのはバスの避難が中心だそうです。

そういう中で、アンケートを私見てみました。その避難訓練に参加した方のアンケートですが、自家用車が避難の基本であるということを広報していく、みんなに知らせる必要があるのではないか、その自家用車が避難の基本だということ、この訓練も必要ではないかという声を聞いています。しかし、本当に5万1,000人の避難、その中で自家用車が何台走ることになるのか、それは全く予想がつかないと思いますけれども……

○議長(大瀧次男) 工藤祥子議員に申し上げます。

答弁を受けた内容との関連性を明確にした上で再質問をするようお願いをいたします。

○2番(工藤祥子) 分かりました。それでは、端的に言います。

道路が寸断される可能性の中で、自家用車の避難というのは本当に実現性、可能性があると思いますでしょうか。市長にお伺いいたします。

○議長(大瀧次男) 市長。

○市長(宮下宗一郎) まず、先ほどの答弁の中でちょっと訂正を議長にお許しを得てさせていただきますが、むつ市原子力災害避難計画の実効性についてのところで、平成27年9月修正と申しあげましたが、平成29年7月の修正でありましたので、

訂正をさせていただきます。

今のご質問は、道路が寸断される中で自家用車の避難ということが現実的かどうかということだというふうに思っておりますが、これは状況によります。それが現実的ではない場合は、別の手段を使って避難をしていただくということだと思っています。

先ほど5万1,000人という答えをさせていただきましたが、これはあくまでも最大時でありまして、福島第一原子力発電所と同じレベルで事故が起こったとしても、風の方向が海の場合はもちろんゼロという場合もあり得ますし、それが数百のこともあれば、最大、本当に最悪の被害という形の中でいけば5万1,000人ということだと思っています。

複合災害についても、その時々状況に応じて必要な避難の措置は私たちとしては講じるということと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員に申し上げます。

間もなく申合せ時間になりますので、よろしくお願いをいたします。2番。

○2番（工藤祥子） それから、屋内避難といっても放射線防護対策施設を有しているところは奥内小学校だけなのです。日本の古い家屋では、屋内避難ということは、もう放射能汚染の可能性ということがあってなかなか大変な状況にあると思います。そして、移動する避難を今いろいろ私述べましたけれども、現実的にはどうしても私は無理だ、実効性がない、そういう計画ではないかと思いますが、このことについて、もう一度質問いたしますが、給油するスタンドがあるのかどうか。それこそ何百台、何千台という車が移動した場合、こういうことが必要なのかどうか。渋滞するのではないかとか、道路が寸断する中でどういうふうにして避難するのか。まずこのようなことを想定すると、とても実行不可能な計画になって

いるのではないかと考えています。

そして、今年予想されます太平洋側日本海溝型地震です。このことが起きたときに、ただ原発の事故だけではなくて、この地震が起きたときの死者数が青森県で2万5,000人と出ています。むつ市でも560人の死亡者予想という形が出ています。こういう中であって、本当にこの避難計画が複合汚染のときには、とても生きるとは思っていません。

実行不可能な訓練ということで、今ここで、地方議会の中で申し上げても、本当に皆さんはなかなか答弁が難しいと思います。私としては、どうしても実行不可能なこの計画を立てなければならぬこの現実に対して、もう見通しのない原発を早くゼロにして、気候危機という人類的な課題に国際社会と連帯して進むことが大事だということ、これは私の要望です。皆さん、実行不可能な計画、このことについてもっともっと私は考えてもらいたいと思っています。

○議長（大瀧次男） 工藤議員に申し上げます。

申合せ時間を経過しておりますので、質問を終了してください。

○2番（工藤祥子） それでは、分かりました。

以上で終わります。最後は私の要望、願いです。舌足らずで申し訳ありません。

○議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明10月8日は佐藤武議員、野中貴健議員、浅利竹二郎議員、佐藤広政議員、住吉年広議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時21分 散会